

○狭山市総合計画審議会条例

昭和42年3月24日

条例第7号

〔注〕昭和55年5月から改正経過を注記した。

改正 昭和45年12月25日条例第41号

昭和49年3月27日条例第3号

昭和55年5月13日条例第22号

昭和62年9月29日条例第16号

平成11年3月19日条例第4号

平成27年6月29日条例第18号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、狭山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成27年条例18号〕)

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第15号）

第2条に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画の策定に関し必要な審議を行うため、狭山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(一部改正〔平成27年条例18号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の農業委員会の委員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者

(一部改正〔昭和62年条例16号・平成11年4号〕)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員の中から市長が任命する。

2 幹事は市長の指揮をうけ、計画の策定に関し必要な調査を行なう。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(一部改正〔昭和55年条例22号・62年16号〕)

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年12月25日条例第41号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月13日条例第22号）

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月29日条例第16号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第4号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第18号）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表振興計画審議会委員の項中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。